

平成29年 第9回

南会津町農業委員会総会議事録

期 日 平成29年9月12日

会 場 伊南会館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年9月12日(火) 午後1時35分

2 開催場所 伊南会館

3 出席委員数 26人
会長 30番 五十嵐伸人
会長職務代理者 29番 室井 文一
委員

1番 小山 裕司	2番 平野 恒二	3番 赤井 美洋
4番 星 和孝	5番 渡部 和幸	6番 浅沼 誠治
7番 五十嵐喜一		9番 渡部 昭雄
10番 齋藤 融	11番 目黒久一郎	12番 星 利一
13番 平野 信行	14番 山内 敬	15番 馬場 久男
16番 湯田 義三	17番 湯田 孝義	
19番 塩生 隆晴	20番 五十嵐久長	21番 大竹 実
22番 湯田 重行	24番 小野 孝	
26番 星 又エ門	27番 星 久光	28番 渡部 一男

4 欠席委員数 4人
8番 小椋貴一郎 23番 星 清次 18番 猪俣 忠久
25番 月田 宏

5 議事日程

- 第1 欠席委員の報告について
- 第2 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第1号 会務報告について
- 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について
- 第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7 議案第4号 現況確認証明申請について

第8 議案第5号 農用地利用集積計画決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局 長	五十嵐 小一郎
局長補佐兼係長	渡 部 守 一
主 査	廣 野 由 美
臨時事務補助員	大 竹 幸 子

7 会議の概要

	(審議に先立ち、総会開会を宣言し、「南会津町農業委員会憲章」の唱和を行った。)
会 長	(会長挨拶)
	(南会津町農業委員会総会会議規則第 5 条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。)
議 長	それでは、只今から議事に入ります。 日程第 1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第 4 条の規定により、議規則第 4 条の規定により、欠席の届け出がありました委員は、8 番 小椋喜一郎委員、23 番 星 清次委員、25 番 月田 宏委員です。 平野恒二委員、猪俣忠久委員は遅れて出席する予定であります。 (猪俣忠久委員は、最終的に欠席となった。) 現在出席している委員数は 25 名ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定による過半数に達しております。
議 長	日程第 2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第 20 条第 2 項の規定により、 1 番 小山 裕司委員、29 番 室井 文一委員を指名いたします。 両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。
議 長	日程第 3「報告第 1 号 会務報告について」を議題といたします。 事務局から報告してください。
事務局 (局長)	(会議資料により、会議等の内容を説明しながら報告する。)
議 長	只今 事務局から会務の報告がありましたが、何かご質問ございませんか。 (「ありません。」の声あり。)
議 長	質問がないようですので、会務報告を終わります。
議 長	日程第 4「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 と 2 について、地区担当調査員の 21 番 大竹実委員から調査結果の説明をお願いします。

21 番	21 番大竹です。調査結果を報告します。 譲渡人、〇〇〇〇□□□□□□□□です。譲受人は、□□□□□□□□●●●●●●です。許可を受けようとする土地が、□□□□□□の2筆で、所有権移転です。申請理由は、譲渡人が高齢で田んぼの管理ができないということで、譲受人に適正に管理していただけるということです。議案書のとおりです。譲受人は50a以上耕作しており、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし。」の声あり。) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。 (平野恒二委員が入室、出席する。)
議 長	次に番号3から番号10についてであります。私が代表を務める法人が申請人となっている案件であります。農業委員会等に関する法律第31条に規定される「議事参与の制限」により、私は審議が終了するまで退席いたします。この審議の議事進行を会議規則第5条第2項の規定により、会長職務代理の室井文一委員にお願いすることといたします。
職務代理	(会長が退席・退室後、職務代理の室井文一委員が議長となる。) それでは、議事を再開します。議案第1号の番号3から番号10までを議題といたします。地区担当調査員の11番 目黒久一郎委員から調査結果の説明をお願いします。
11 番	11 日目黒です。調査結果を報告します。 譲渡人は〇〇〇〇で健康上の理由で町を離れることになり、家屋や田畑、山などがあるわけですが、不在地主となるよりはこの際一切きれいにして引き払おうということで、その引受先が、譲受人ということです。一括して所有権を移転するということでございます。議案書のとおりです。譲受人については、ご承知のように地域を代表する農業法人であり

	ますので、適正に管理していただけると思います。以上でございます。
職務代理	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
職務代理	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
職務代理	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。 ここで、五十嵐伸人会長の入室を許可します。
職務代理	(会長 入室、着席) 五十嵐伸人会長に申し上げます。議案第1号の番号3から番号10までの案件は、原案の通り許可することに決定いたしましたので、お知らせいたします。 議長を、交代いたします。
議 長	ありがとうございました。 議案審議を再開します。 番号11については、□□□□□□□□委員が申請人となっている案件であります。「議事参与の制限」により、□□□□□□□□委員には、当該案件の審議終了まで退室をお願いします。
議 長	(□□□□□□□□委員 退席・退室) それでは、議事を再開します。ただ今から議案第1号の番号11を議題といたします。地区担当調査員の14番 山内 敬委員から調査結果の説明をお願いします。
14 番	14番山内です。調査結果を報告します。 譲渡人、□□□□□□□□です。譲受人□□□□□□□□です。許可を受けようとする土地が、□□□□□□□□で、所有権移転です。議案書のとおりです。 譲渡人は県外に住んでいて、相続で農地を取得しましたが実家の建物もすでに解体してこちらに戻ることはないそうなんです。そのため、この土地を含め所有している土地を手放したいそうです。それで、まずこ

の田んぼを耕作している譲受人に譲りたいと相談したところ、話がまとまったそうです。現在も譲受人がこの田を耕作されていますので、何ら問題ないと思います。以上です。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり。)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで、□□□□□□□□委員の入室を許可します。

議 長

(□□□□□□□□委員着席)

□□□□□□□□委員に申し上げます。番号 11 の案件は、原案の通り許可することに決定いたしましたので、お知らせいたします。

議 長

次に番号 12 については、〇〇〇〇委員が申請人となっている案件であります。「議事参与の制限」により、〇〇〇〇委員には、当該案件の審議終了まで退室をお願いします。

議 長

(〇〇〇〇委員 退席・退室)

それでは、議事を再開します。番号 12 を議題といたします。地区担当調査員の 21 番 大竹 実委員から調査結果の説明をお願いします。

21 番

21 番大竹です。調査結果を報告します。

譲渡人、〇〇〇〇です。譲受人〇〇〇〇です。許可を受けようとする土地が〇〇〇〇で譲受人の自宅から 10m ほど離れている畑です。申請理由といたしましては、譲渡人が高齢になって管理ができないということで、譲受人に譲り渡し適切に管理していただくということです。

譲受人は機械も所有しており、問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対

してご質疑ございませんか。

議 長

（「ありません。」の声あり。）

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

議 長

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで、〇〇〇〇委員の入室を許可します。

議 長

（〇〇〇〇委員着席後 ）

〇〇〇〇委員に申し上げます。番号 12 の案件は、原案の通り許可する
ことに決定いたしましたので、お知らせいたします。

議 長

議事を再開します。日程第 5 「議案第 2 号 農地法第 5 条許可後の事
業計画変更申請について、を議題といたします。

この案件は、地区担当調査員の 9 番 渡部昭雄委員と事務局と一緒に
現地調査をしておりますが、申請者の事前協議を事務局で受けているこ
となどから、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局
（補佐）

それでは、この案件については事務局から報告します。9 月 5 日に地
区担当委員の渡部昭雄委員と事務局で現地の調査をしております。この
案件はもともと借受人が平成 26 年 11 月に申請をして、平成 27 年 2 月
に県から許可が出ている案件でございます。当初、店舗及び駐車場とい
うことで申請が上がっていました。一部は完成しましたが、一部の建物
については、一向に進まないということで、27 年 7 月に借受人及び●●
●●から工事の進捗状況報告をいただいています。理由として建築資材
が高騰していて、資金の調達が難しくなって、この段階で工期を 28 年 11
月末まで伸ばしてほしいという申請が上がっています。その後、28 年 11
月になっても工事は進まず、●●●●の資金調達が困難だということで、
再度 29 年の 12 月まで工期を延長してほしいとの申請が上がりました。
その後もなかなか工事が進まないという状況で、許可権者である福島県
と借受人のほうで何回か協議を重ねておりました。その中で、資金が難
しいという中で、●●●●さんの建物をもう少し効率化して面積を少な
くする方向で、また、付属屋も中に取り込むことで、建築面積を減少し、
費用を抑えながら建築資材の高騰による増額分に対応したいという申請
があがってきたところでございます。資料の 1 を見てもらいたいんです
が、変更前と変更後の平面図があり、赤書きが変更後です。黒書きが当

初計画です。中央上部に建築延べ面積等の記載がございます。建築面積の減少となっています。この減少で経費削減になったのですが、その後災害等の発生で建築資材が高騰してしまったことで、資金が不足してしまったという形になります。今回の更なる面積削減で経費削減に至ったということで、すべて県との協議も終わった結果今回の事業計画変更となったという形で申請が上がりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

26 番

（星又エ門委員）現在の建物はどのようになるのでしょうか。

事務局
（補佐）

現在の建物は、当初の段階ではテナントを入れて今のまま使うという内容でした。現段階では交渉中であり内容を公表できないということでした。

議 長

はい、よろしいですか

26 番

はい。

議 長

そのほかに、ございませんか。

26 番

昭雄委員の説明は、ないんですか。

事務局
（補佐）

この案件で、議長から事務局で説明するよう指示があった通り、この案件については、その内容について事務局で事前協議を受け詳細情報を把握していたということで、担当調査員に代わりまして事務局から報告申し上げました。

9月5日には地区担当調査員といっしょに現地の調査と内容についての説明、確認をしたところでございます。以上です。

26 番

了解しました。

議 長

他に質問はありませんか。

（「ありません。」の声あり。）

議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号の事業計画変更申請について、「許可相当である。」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案第2号は「許可相当である。」の意見を付して県知事に進達することに決定いたしました。

以上で議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 次に、日程第6「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1について、地区担当調査員の5番 渡部和幸委員から調査結果の説明をお願いします。

8 番 渡部和幸です。農地法第5条の申請について9月3日に譲渡人、譲受人立ち会いのもと、調査をしてまいりました。

譲渡人〇〇〇〇。譲受人●●●●。車庫を建てるということで所有権の移転でございます。譲受人は自宅敷地に駐車場を所有しておらず、借地をしており、日常的に不便を来たしており、当該地を確保できることになったことから事業を計画したということであります。議案書のとおりです。第3種農地であり何ら問題はないと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。番号1の申請について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案は原案のとおり許可することに決定いたしました。

以上で議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 日程第7「議案第4号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

番号1について、地区担当調査員の26番 星 又エ門委員から調査結

果の説明をお願いします。

26 番

星です。

申請人は〇〇〇〇。資料3をご覧ください。□□□□□□□□ということで自宅から西側に1筆、間をおいて申請地になっています。地目は公簿が畑ですが、雑種地ということで砂利が敷かかっていて駐車場になっています。写真を見ていただきますと、ちょうど車が止まっていますがこのところで、形は三角形になっています。そのようなことで、現況は駐車場ということで農地への復元はできないということで見えてまいりましたので、よろしく審議のほどお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり。)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。以上で議案第4号の審議を終了いたします。

議 長

日程第8「議案第5号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をしてください。

事務局
(廣野)

廣野です。議案第5号 農用地利用集積計画決定について」をご説明いたします。

9月分の利用権の設定内訳になります。筆数・面積を再設定・新規の順で申し上げます。再設定ですが、畑が1筆、2,003㎡です。新規は、田が9筆・6,486㎡で、畑は0筆です。再設定と新規合わせて田が9筆・6,486㎡、畑が1筆、2,003㎡、合計10筆、8,489㎡です。13ページは、利用権設定の一覧表になっています。今回10筆全て賃借権となっています。事務局としては、特に問題ないと考えておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし。」の声あり) 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第5号の審議を終了いたします。
議 長	以上で、本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。
議 長	次に、協議事項に入ります。 南会津町都市計画審議委員の推薦について、事務局から説明してください。
事務局 (局長)	(局長：南会津町都市計画審議会委員の任期満了に伴う委員の推薦依頼が町から提出されたことに伴い。渡部昭雄委員について再任の推薦をしたい旨の提案をする。)
議 長	ただ今事務局から提案のあった件について、皆さんからの質問意見求めます。質問意見のある方は挙手願います。
議 長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りいたします。本協議事項について、事務局提案のとおり渡部昭雄委員を推薦することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし。」の声あり。) 異議なしと認め、南会津町都市計画審議会委員に渡部昭雄委員を推薦することに決定いたしました。
議 長	次に、次回総会までの業務日程について事務局から説明してください。
事務局 (局長)	(局長 業務日程について説明)

議 長 何か、ご質問ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

議 長 その他に入ります。事務局からお願いします。

事務局 (事務局から、資料に基づき、(1)農地利用最適化の推進に関する意見・
(局長) 提言の募集について、(2)福島県農業賞受賞の情報提供、(3)耕作放棄地再生利用緊急対策事業の平成29年度実施状況の情報提供、(4)業務必携等参考資料の配付について、発言。)

議 長 その他、皆さんから何かございますか。

(「ありません。」の声あり。)

議 長 なければ、一旦閉会し、引き続き研修に移りたいと思いますので、ここで閉会のことばをお願いします。

職務代
理者 ※(閉会のことば)

閉会 午後2時25分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成29年9月12日

議 長

29 番

1 番